

生活保護制度の見直しに関する意見書

政府は平成25年度予算案において、今年の8月から生活扶助基準額を引き下げ、3年間で段階的に約670億円を削ることを決定し、さらに、期末一時扶助を70億円減らすとともに、新たな生活困窮者支援制度を行うなどによって、年間450億円の削減を見込んでいる。

生活扶助基準額の引き下げによって、受給額が減少する生活保護世帯は96%にも及び、平均6.5%、最大で10%の減少となっている。特に、子育て世帯の削減幅は大きく、子どもの貧困・貧困の連鎖を悪化させかねない。

今回の生活扶助基準の見直し方法には大きな問題がある。一つは、低所得者のなかでも最下位の所得階層と生活保護世帯の消費実態を比較している点である。長引く不況、格差が拡大するなかで、低所得者層の生活は地盤沈下をおこしており、この比較では生活扶助基準額が引き下げられるのは自明の理である。

二つ目は、物価下落分を理由とした削減である。耐久消費財は価格が下がっていても、食費、光熱水費などの価格は下がっておらず、日々の生活への影響は甚大である。そもそも、生活保護には物価の変動を反映するルールはなく、「生活保護基準部会報告書」も物価下落分の反映について触れていない。物価下落分を引き下げる根拠が不明確である。

「先に削減ありき」のこのやり方は、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を止めどなく引き下げることにつながり、憲法第25条「生存権」を具現化した生活保護制度の機能を大きく損なうことになりかねない。

また、生活扶助基準は、税制や社会保障制度、生活の様々な施策に連動しているため、その影響は、低所得者層を中心に国民生活に大きな混乱、大きな負担増を強いることが懸念されるため、再検討を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月26日

佐賀県唐津市議会

衆議院議長 伊吹文明様

参	議	院	議	長	平	田	健	二	様	
内	閣	総	理	大	臣	安	倍	晋	三	様
財		務		大	臣	麻	生	太	郎	様
厚	生	労	働	大	臣	田	村	憲	久	様